

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第31号

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市職員等旅費条例施行規則(平成18年飯塚市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</u></p> <p>2 <u>条例第2条第1項第3号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>他の官公庁からの割愛による採用者(県内での採用を除く。)</u></p> <p>(2) <u>異動により所属が変更された者(県内での転任を除く。)</u></p> <p>3 <u>条例第2条第1項第3号に規定する規則で定める転任は、市長が特に旅費の支給を必要と認める転任とする。</u></p> <p>4 <u>条例第2条第1項第6号に規定する規則で定める者は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「令」という。)第2条第1項各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>5 <u>条例第2条第1項第6号に規定する規則で定めるものは、役務及び令第2条第1項第9号に規定するカード等とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第1項第3号の規定による特別な事由とは、次の各号に掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) <u>他の官公庁からの割愛による採用(県内での採用を除く。)</u></p> <p>(2) <u>異動による所属の変更(県内での転任を除く。)</u></p>

6 条例第2条第2項に規定する規則で定めるもの及び第12条で規定する国家公務員の職務の級の区分に相当する職員の職務の区分は、別表第1のとおりとする。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第3条 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第15条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第6条第2項から第5項までに掲げる各費用について、当該各項及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し
手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)については、当該各種目について条例第6条第6項、第7項、第9項、第10項及び第11項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず

(命令変更等の場合の支払済の旅費)

第3条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払戻しの手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額はその支給を受ける者が、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

らず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認められた額

(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情とする。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入していたもの(以下「切符類」という。)を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するために条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合は、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令票等の記載事項及び様式)

第5条 条例第4条第4項に規定する旅行命令書等の記載事項及び様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

(1) (略)

(2) 第16条第1項第1号及び第4号に規定する市内の旅行の場合の特定旅費の支給を受ける職員の旅行について旅行命令を発する場合には、旅行命令書(様式第2号)

(3) (略)

2 (略)

(鉄道費)

第7条 条例第6条第2項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とす

(旅行命令票等の記載事項及び様式)

第5条 条例第4条第4項に規定する旅行命令書等の記載事項及び様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

(1) (略)

(2) 条例第23条第1号及び第5号に規定する市内の旅行の場合の特定旅費の支給を受ける職員の旅行について旅行命令を発する場合には、旅行命令書(様式第2号)

(3) (略)

2 (略)

(鉄道の路程の計算)

第7条 旅費計算上、鉄道の路程は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する鉄道運送事業者の調べに係る運賃算出表等に掲げる路程による。

るものに限る。)の額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(市長、副市長、教育長及び企業管理者(以下「市長等」という。)及び別表第1に掲げる市長等の相当職(以下「相当職」という。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

3 第1項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で有効区間片道100キロメートル以上のとき。

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で有効区間片道50キロメートル以上のとき。

(3) 超特別急行列車、普通特別急行列車を利用する場合及び前2号に該当しない旅行において、特別の事由により旅行命令権者

が当該急行列車に乗車することを命令し、又は依頼したとき。

- 4 第1項の規定にかかわらず、福岡県内の旅行の場合の鉄道賃の額は、普通旅客運賃により計算した額とする。

(船賃)

第8条 条例第6条第3項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(市長等及び相当職に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級(市長等及び相当職が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 条例第6条第4項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするも

のに限る。)の額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(市長等及び相当職が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、令第8条各号に掲げる費用(同条第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(宿泊費)

第11条 条例第6条第6項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

2 条例第6条第6項ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) その他公務の遂行のため特に必要があると認められるものとして市長が別に定めるとき。

(宿泊手当)

第12条 条例第6条第8項に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費に食費に相当するものが含まれる場合は、前項の例による。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第13条 条例第6条第9項に規定する規則で定める方法は、次に掲げ

る方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする(この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。)

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第14条 条例第6条第10項に規定する規則で定める額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

2 次に掲げる場合には、着後滞在費(家族移転費のうち着後滞在費に相当する部分を含む。)は支給しない。

(1) 県内における移転の場合

(2) 旅行者が、新在勤地に到着後直ちに自宅その他公舎等に類するものに入居する場合

(家族移転費)

第15条 条例第6条第11項に規定する規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手

当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(特定旅費)

第16条 次の各号に掲げる旅行については、第7条から前条に定める旅費に代え、当該各号に定めるものを支給する。

(1) 市内の旅行で乗合自動車を利用する場合 運賃実費額又は乗車券

(2) 隣接市町内の旅行(公用車を使用する場合を除く。) 運賃実費額

(3) 福岡県市町村職員研修所が行う研修を目的とする旅行 研修等に要する経費相当額を基準として規則で定める額

(4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により職員の所有する私用車を公用に使用する旅行(県内の旅行に限る。)

路程に応じ、自動車の場合は1キロメートル当たり37円、自動2輪車(原動機付自転車を含む。)の場合は1キロメートル当たり15円

2 前項第2号に規定する隣接市町とは、嘉麻市、桂川町及び小竹町とする。

(旅費の請求)

第17条 条例第10条の規定による旅費を請求する場合には、支出負担行為兼支出命令書(旅費)に所要の事項を記載し、旅行命令書等を添付して請求しなければならない。

2 条例第10条第1項に規定する必要な資料は、当該旅費に係る領収書その他の市長が定める書類とする。

(旅費の精算)

第18条 (略)

(概算払)

第8条 条例第11条の規定による概算払による旅費を請求する場合には、支出負担行為兼支出命令書(旅費)に所要の事項を記載し、旅行命令書等を添付して請求しなければならない。

第9条 (略)

(証明書の提出)

第10条 条例第14条第1項第4号、第18条第2項及び第28条に規定する事項が発生したときは、それぞれ当該証明書類を提出しなければならない。

(隣接市町)

第11条 条例第23条第2号に規定する隣接市町とは、嘉麻市、桂川町及び小竹町とする。

(給与の種類)

第19条 条例第10条第4項に規定する給与及び条例第16条第3項に規定する給与の種類は、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第20条 旅行者が給与条例第16条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(退職者等の旅費)

第21条 条例第13条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴

任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第22条 条例第14条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(勤務場所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第23条 在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。以下同じ。)又は旅行地(以下「在勤公署等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から

目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(研修旅費)

第24条 第16条第1項第3号に規定する福岡県市町村職員研修所が行う研修を受ける場合の旅費については、次に掲げるところによる。

- (1) 福岡県市町村職員研修所への往復に要する鉄道賃及びその他の交通費については、第7条及び第10条で定める額を支給する。
- (2) 研修期間中における宿泊費及び宿泊手当については、第11条及び12条で規定する宿泊費及び宿泊手当に代え、研修期間の区分に応じて、次の表に定める旅費の範囲内で支給する。

研修期間	旅費
1泊2日	3,140円
2泊3日	5,510円
3泊4日	7,880円
4泊5日	10,250円

(研修旅費)

第12条 条例第23条第4号に規定する福岡県市町村職員研修所が行う研修を受ける場合の旅費については、次に掲げるところによる。

- (1) 福岡県市町村職員研修所への往復に要する鉄道賃及び車賃については、条例で定める額を支給する。
- (2) 研修期間中における日当及び宿泊料については、条例で規定する日当及び宿泊料に代え、研修期間の区分に応じて、次の表に定める旅費の範囲内で支給する。

研修期間	旅費
1泊2日	3,140円
2泊3日	5,510円
3泊4日	7,880円
4泊5日	10,250円

(旅費の調整)

第25条 条例第15条に規定する旅費の調整については、次の基準により調整する。

(1)～(3) (略)

(年度経過等による区分)

第26条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(補則)

第27条 (略)

別表第1(第2条、第7条、第8条、第9条関係)

区分	左の相当職	国家公務員等の旅費に関する法律の職務区分
市長 副市長 教育長 企業管理者	議長 副議長 議員	指定職の職務にある者

(旅費の調整)

第13条 条例第28条に規定する旅費の調整については、次の基準により調整する。

(1)～(3) (略)

(補則)

第14条 (略)

<p>その他の一般職員(飯塚市職員定数条例(平成18年飯塚市条例第22号)の適用を受ける者をいう。)</p>	<p>飯塚市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成18年飯塚市条例第39号)別表に掲げる者及び飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第32条の適用を受ける者</p>	<p>6級以下3級以上の職務にある者</p>
--	---	------------------------

別表第2(第11条関係)

<p>宿泊地</p>	<p>宿泊費基準額(1夜につき)</p>	
	<p>市長等及び相当職</p>	<p>その他職員</p>
<p>北海道</p>	<p>20,000</p>	<p>15,000</p>
<p>青森県</p>	<p>16,000</p>	<p>12,000</p>
<p>岩手県</p>	<p>13,000</p>	<p>10,000</p>
<p>宮城県</p>	<p>16,000</p>	<p>12,000</p>
<p>秋田県</p>	<p>14,000</p>	<p>11,000</p>

山形県	<u>13,000</u>	<u>10,000</u>
福島県	<u>12,000</u>	<u>9,000</u>
茨城県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>
栃木県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>
群馬県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
埼玉県	<u>21,000</u>	<u>16,000</u>
千葉県	<u>22,000</u>	<u>17,000</u>
東京都	<u>27,000</u>	<u>21,000</u>
神奈川県	<u>21,000</u>	<u>16,000</u>
新潟県	<u>21,000</u>	<u>16,000</u>
富山県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>
石川県	<u>13,000</u>	<u>10,000</u>
福井県	<u>13,000</u>	<u>10,000</u>
山梨県	<u>17,000</u>	<u>13,000</u>
長野県	<u>17,000</u>	<u>13,000</u>
岐阜県	<u>17,000</u>	<u>13,000</u>
静岡県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
愛知県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
三重県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
滋賀県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>

京都府	<u>26,000</u>	<u>20,000</u>
大阪府	<u>21,000</u>	<u>16,000</u>
兵庫県	<u>22,000</u>	<u>17,000</u>
奈良県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
和歌山県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>
鳥取県	<u>12,000</u>	<u>9,000</u>
島根県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
岡山県	<u>18,000</u>	<u>14,000</u>
広島県	<u>18,000</u>	<u>14,000</u>
山口県	<u>12,000</u>	<u>9,000</u>
徳島県	<u>13,000</u>	<u>10,000</u>
香川県	<u>20,000</u>	<u>15,000</u>
愛媛県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
高知県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
福岡県	<u>22,000</u>	<u>17,000</u>
佐賀県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>
長崎県	<u>17,000</u>	<u>13,000</u>
熊本県	<u>18,000</u>	<u>14,000</u>
大分県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>
宮崎県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>

鹿児島県	<u>14,000</u>	<u>11,000</u>
沖縄県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯塚市職員等旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。